

平成30年（ネオ）第21号 国家賠償等請求上告事件

上告人 石 卷 市 外1名

被上告人 XXXXXXXXXX 外28名

上 告 理 由 書

平成30年7月6日

最 高 裁 判 所 御 中

上記上告人石巻市訴訟代理人

弁護士 松 坂 英 明

同 村 田 知 彦

同 郷 野 元 之

同 安 西 文 衛

上記上告人宮城県訴訟代理人

弁護士 斉 藤 睦 男

同 阿 部 弘 樹

上記当事者間の平成30年（ネオ）第21号国家賠償等請求上告事件について、
上告人らは次のとおり上告理由を提出する。

目

次

第1	第三次避難を行う条件にかかる理由の食違い（民事訴訟法312条2項6号）	3
	3
1	原判決の判示	3
2	原判決に理由の食違いがあること	4
第2	■■■■校長等の義務の時期にかかる理由の食違い（民事訴訟法312条2項6号）	5
	5
1	原判決の判示	5
2	原判決に理由の食違いがあること	6
第3	本件想定津波が到達する前に「バットの森」までの第三次避難を完了できると計算できたとする判示の理由の食違い（民事訴訟法312条2項6号）	6
	6
1	原判決の判示	7
2	原判決に理由の食違いがあること	7

第1 第三次避難を行う条件にかかる理由の食違い（民事訴訟法312条2項6号）

1 原判決の判示

宮城県防災会議地震対策等専門部会が作成した「宮城県地震被害想定調査に関する報告書」（以下「平成16年報告」という。）による津波浸水域予測によれば、最大級の想定地震（以下「本件想定地震」という。）が発生した場合、これによって発生することが想定される津波（以下「本件想定津波」という。）は、大川小から北北東（下流側）に約700m離れた地点にまで達することが示された（原判決33～34頁）。

原判決は「当裁判所は、 校長等は、本件想定地震により発生する津波が大川小に到来することを予見することができたから、本件危機管理マニュアルの内容を、在籍児童が本件想定地震により発生する津波の危険から回避できるような内容に改訂すべき作為義務があった・・・と判断するものである。」と判示し（原判決31頁～32頁）、大川小の危機管理マニュアルに関し、 校長等の本件想定津波の危険を回避すべき結果回避義務を認めた。

その一方で、原判決は「大川小の危機管理マニュアルには、大川小において、大川小付近の北上川まで遡上する津波の発生が予想される地震が発生した場合（少なくとも、津波警報の発令があった場合）には・・・避難すべき第三次避難場所・・・を予め定めておく必要があったというべきである。」と判示し（原判決115頁）、「大川小付近の北上川まで遡上する津波の発生が予想される地震が発生した場合（少なくとも、津波警報の発令があった場合）」という第三次避難にあたっての条件設定をした。

そして、原判決は、「 教頭が本件広報①を認識した午後2時52分の直後に『バットの森』への三次避難を開始することにより、・・・、本件津波による被災を回避できたはずである。」と判示し（原判決144頁）、「津波警報（本件広

報①)の発令があった場合」を第三次避難にあたっての条件として採用した上で、因果関係の判断を行い、結論として、上告人らの責任を認めたものである。

2 原判決に理由の食違があること

しかし、■■■■校長等の本件想定津波の危険を回避すべき結果回避義務を認めながら、「津波警報の発令があった場合」を第三次避難にあたっての条件として設定することは矛盾を内包する。

すなわち、原判決は、■■■■校長等が平成22年4月末時点(以下「本件時点」という。)において上記結果回避義務を負っていたとするところ(原判決115頁)、本件時点における「津波警報」は、どこか高いところで1m又は2m程度の津波が予測される場合に発令されるものであった(丙3・3頁、丙4・2頁)。したがって、宮城県を津波予報区とする津波警報が発令された場合、宮城県内のどこか高いところで1m又は2mの津波が予測されるという情報に過ぎない。

しかし、本件想定津波が発生した場合、宮城県内における津波の最高水位は、平成16年報告の内容により、本吉町10mと予想され、大川小が所在する河北町においては5.1mと予想されていた(原判決33頁)。したがって、宮城県を津波予報区とする津波警報が発令された場合は、「本件想定津波が発生するおそれがある場合」を意味しないことはもちろん、むしろ、「本件想定津波よりもずっと小規模の津波が発生するおそれがある場合」を意味するものである。

要するに、原判決は、一方で、■■■■校長等の本件想定津波の危険を回避すべき結果回避義務を認めながら、他方で、本件想定津波の規模を大きく下回る規模の津波が発生するおそれがあるに過ぎない場合についてまで■■■■校長等の結果回避義務を認める点で矛盾している。

そして、原判決は、この矛盾を前提に、上記1のとおり因果関係の判断を行い、上告人らの責任を認める結論を導いたものである。

よって、原判決には、「理由の食違い」があるから、民事訴訟法312条2項6号の絶対的上告理由に該当する。

第2 ■■■校長等の義務の時期にかかる理由の食違い（民事訴訟法312条2項6号）

1 原判決の判示

原判決は、本件時点で、■■■校長等は、大川小の危機管理マニュアルに第三次避難場所を定めるべき義務があったと述べる（原判決115頁）。

そして、「石巻市釜谷地区内に第三次避難場所として適当な高台や建物が見当たらない以上、第三次避難場所は同地区外に選定するほかない。そして、同地区に隣接する高台として最も有力な第三次避難場所の候補は、『バットの森』であるといえる。」（原判決128頁）と述べることから、■■■校長等は、本件時点で、第三次避難場所として「バットの森」を定めるべき義務があったというのが原判決の論理である。

その一方で、原判決は「本件時点において、石巻市釜谷地区の住民にとって『バットの森』を避難場所とする認識は乏しかったとしても、■■■校長等が『バットの森』を第三次避難場所とすることが適当という判断に至れば、本件時点以降、本件地震が発生するまでの間、上記住民と協議し、本件想定地震が発生した場合の大川小の避難方針を説得する作業を行うべきであったのであり、その作業を行うための時間は十分あったというべきである。」（原判決131頁）、
「『バットの森』を第三次避難場所とすることが適当という判断に至れば、本件時点以降、本件地震が発生するまでの間に、『バットの森』の中に雨風を凌いだり、水や非常食等を保管できるプレハブ小屋の設置、夜間照明、情報機器及び避難場所表示の設置等を第1審被告市（市教委）に対して申し出る等の措置を

とるべき義務があり、その措置をとるための時間は十分あったというべきである。」(原判決 132 頁)、「したがって、■■■■校長等は、遅くとも、本件時点から本件地震が発生した時点までの間に、本件危機管理マニュアルの不備な点を改訂することは十分に可能であったと評価することができる」(原判決 134 頁)と判示する。

2 原判決に理由の食違があること

危機管理マニュアルに第三次避難場所を定める時点では、当然、そこを第三次避難場所とすることについて、地域住民との協議が完了していなければならないし、そこを第三次避難場所とするために必要な整備が完了していなければならない。

しかし、原判決は、■■■■校長等が危機管理マニュアルに第三次避難場所を定めるべき時点を本件時点としながら、本件時点以降に、石巻市釜谷地区の住民と協議等したり、上告人石巻市(市教委)に対してプレハブ小屋の設置等を申し出たりすべきであった、その時間は十分にあったとしており、■■■■校長等の「バットの森」を避難場所として定めるべき義務の時期と、■■■■校長等の住民との協議や市教委に対する申し出の時期に矛盾がある。

そして、原判決は、この矛盾のある義務について、■■■■校長等に違反があったとして、上告人らの責任を認める結論を導いたものである。

よって、原判決には、「理由の食違い」があるから、民事訴訟法 3 1 2 条 2 項 6 号の絶対的上告理由に該当する。

第 3 本件想定津波が到達する前に「バットの森」までの第三次避難を完了できると計算できたとする判示の理由の食違い(民事訴訟法 3 1 2 条 2 項 6 号)

1 原判決の判示

原判決は、「バットの森」が第三次避難場所として最も有力であって、津波警報の発令を契機として「バットの森」まで避難すれば、本件想定津波が到達する前に「バットの森」までの第三次避難を完了できると計算できたと判示する（原判決 128～129 頁）。

すなわち、原判決は、大川小及び三角地帯に本件想定津波が到達するまでの時間を 28.4 分と認定している（原判決 129 頁。原判決は、

「28 分（ $\equiv 21.0 + 3.7 \div 30 \times 60$ ）以上の時間」

と表記するが、（ ）内を計算すれば 28.4 分となる。）。

また、原判決は、三角地帯から「バットの森」入口までの距離を約 400 m と認定する（原判決 130 頁）。そうすると、本件想定津波が三角地帯から「バットの森」入口に至るまでに要する時間は、原判決に従い、津波が陸上を遡上する速度を時速 30 km（原判決 129 頁）で計算すると、

0.8 分（ $= 0.4 \div 30 \times 60$ ）となる。

したがって、本件想定地震発生から「バットの森」入口まで津波が到達する時間は 29.2 分と計算できる。

2 原判決に理由の食違があること

しかしながら、以下のとおり、大川小の児童らが本件想定地震発生から避難を開始して「バットの森」入口に至るまでの時間を計算すると、29.2 分を超える時間となる。

すなわち、まず、津波警報は、地震発生と同時に発令されるわけではない。本件地震を例にとっても地震発生から NHK が大津波警報の発令を放送するまで 5 分（午後 2 時 51 分、原判決 138 頁）を要している。

次に、本件震災当時の「宮城県津波対策ガイドライン」によれば、避難を判断してからこれを避難者に周知するための「避難勧告（指示）に要する時間」が2分である（甲A263・19頁。本件震災後の「宮城県津波対策ガイドライン」では、「避難開始時間は、すぐに避難できない状況を考慮し、15分程度を目安とする。」と変更されたが（甲A264・4頁）、ここでは、短い方の「2分」で計算する。）。

さらに、大川小の避難行動と釜谷地区の住民との避難行動が整合的であるべきことは原判決（58頁、133頁等）も指摘するとおりであるところ、大川小と避難行動を共にする住民の中に乳幼児や高齢者が含まれることを想定する必要がある。そうすると、上記ガイドラインに従って避難速度は毎秒0.5mとして計算する必要がある（甲A263・19頁）。そして、大川小の正門から「バットの森」入口までの距離は約700mであるため（原判決6頁）、大川小から「バットの森」入口に至るまでには、約23.3分（ $\div 700 \div 0.5 \div 60$ ）の時間を要する（なお、避難を完了するには、「バットの森」入口から、更に「バットの森」まで移動する必要がある。）。

以上の時間を合計すると、本件想定地震が発生してから「バットの森」入口まで至るのに約30.3分（ $= 5 + 2 + \text{約} 23.3$ ）の時間を要することとなり、本件想定津波が「バットの森」入口に到達する前に避難を完了することはできない、との計算になる。

以上のとおり、本件想定津波が「バットの森」入口に到達するまでの時間と、大川小の児童らが「バットの森」入口に至る時間を計算すると、本件想定津波が到達する前に「バットの森」までの第三次避難を完了することはできないことになるから、この点で矛盾がある。

そして、原判決は、この矛盾を前提に、 校長等に過失があったとして、上告人らの責任を認める結論を導いたものである。

よって、原判決には、「理由の食違い」があるから、民事訴訟法312条2項

6号の絶対的上告理由に該当する。

附 属 書 類

1 上告理由書副本

35通

以 上

